

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年9月11日

波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会
会長 朝長 哲也

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 補助事業名 令和8年度波佐見町農林業振興事業
(ながさき鳥獣被害防止総合対策事業)
- (2) 物件名 有害鳥獣被害防止用ワイヤーメッシュ柵 一式
- (3) 納品場所 東彼杵郡波佐見町内7箇所
- (4) 納品期限 令和8年12月25日(金)まで
- (5) 物品概要 仕様書及び構造図のとおり
- (6) 支払条件 検収後、当協議会へ県補助金等が入金次第、速やかに支払う
- (7) 入札の種類 制限付一般競争入札

2 制限付一般競争入札参加資格等

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 公告から入札までの期間において、波佐見町長から指名停止等を受けていないものであること。
- (2) 九州内（沖縄県を除く）に本社、支店、営業所、出張所等を有する者で、本地域の被害実態等に鑑み、部品調達、故障等、設置後のフォロー等に即時対応が出来る者。同一会社からの参加申請は、一営業所のみとする。
- (3) 告示の日から落札決定までの間において、当該競争入札に参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、支配人、管財人等）が当該競争入札に参加しようとする他の者の役員を現に兼ねていないこと。
- (4) 波佐見町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けているものは、当該競争入札には参加できないものとする。落札者が、当該競争入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、当該契約の締結を行わないものとする。

3 制限付一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により3（4）イに掲げる場所へ提出し、制限付一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、申請書の提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。
 - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 委任状（様式第2号）
 - ウ 使用印鑑届（様式第3号）
 - エ 競争入札等に係る指名停止等に関する申立書（様式第4号）
 - オ 登記簿謄本（法人の場合）又は、身分（身元）証明書（個人の場合）の写し
- (3) 申請書等の入手方法、申請書の諸様式は、次のとおりとする。
 - ア 期間 この公告の日から令和8年9月18日（金）午後5時まで。
 - イ 波佐見町ホームページ上からダウンロードするか波佐見町役場農林課から配布を受けること。
- (4) 申請書等の提出期限、提出場所等
 - ア 期間 この公告の日から令和8年9月18日（金）午後5時まで。
（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
 - イ 場所 〒859-3715 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地
波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会（事務局：波佐見町役場農林課内）
 - ウ 提出部数1部とする。
- (5) 制限付一般競争入札参加資格の確認結果
令和8年9月18日（金）付けで、入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札説明書等の配布

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、入札説明会を行わない。

- (1) 期間 3（3）アに同じ。
- (2) 場所 3（3）イに同じ。

5 入札説明書に関する質問期限及び方法等

- (1) 期限 令和8年9月24日（木）正午まで
- (2) 方法 波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会（波佐見町役場農林課内）へFAX又は持参による。
- (3) 回答 令和8年9月25日（金）午後5時までに全参加者にFAXで回答する。

6 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年9月29日（火）午後1時30分から
※入札時刻に遅れた方は、入札に参加できません。
- (2) 場所 波佐見町役場 第4会議室（3階）

(3) 持参書類等

ア 入札参加資格確認通知書

イ 入札書（様式第5号）

ウ 入札内訳明細（様式第5号別添）

エ 入札書用封筒（長3封筒）

オ 委任状（様式第6号（代理人が入札する場合）

カ 印鑑（入札書に使用する印は、すべて同一の印としてください。）

・使用印鑑届（様式第3号）により届け出た印鑑

ただし、代理人による入札参加の場合は、代理人の認印となります。

(4) 入札保証金

免除する。

7 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札参加資格確認通知書を持参すること。

(2) 代理人入札の場合は、委任状（様式第6号）を持参すること。

(3) 入札書は、封筒に1通入れ、のり付け部分に押印の上、提出すること。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) いったん提出した入札書は、取替、修正又は取消しはできない。

(6) 開札は、入札参加者の面前で、最低価格入札者及び入札金額を発表する。

(7) 入札の回数は2回とする。

(8) 入札会場への入室は、2名までとする。

8 入札の無効

波佐見町契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第10条各号のいずれかに該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。なお、制限付一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において違反が判明した場合の入札は、無効とする。

9 落札者の決定

(1) 入札した者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 上記に該当する者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

10 契約の締結

- (1) 売買代金は、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (2) 契約の締結は、落札が決定した日から起算して7日以内（土・日曜日及び祝日を含む）に契約書に記名押印しなければならない。落札者が上記期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。ただし、特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

11 契約保証金

免除する。

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、波佐見町契約に関する規則の定めに従う。
- (2) この公告に関する問い合わせは、波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会（事務局：波佐見町役場農林課内 〒859-3715 東彼杵郡波佐見町宿郷660番地 電話番号 0956-85-2980）に行うこと。